

## 新ごみ処理施設整備運営事業者の公募選定に向けて

霞台厚生施設組合（以下「組合」という）を事業主体とする、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の4市町のごみ処理広域化事業は、本年度・昨年度内に策定された一般廃棄物処理施設整備基本構想を踏まえ、平成28年8月に組合内に設置された委員会の中間報告を受けて、公募によるメーカーへの見積等調査の結果から処理及び事業方式を検証し、以下のように決定しました。

### ■新処理施設の整備運営概要（委員会最終答申）

処理能力	焼却施設：215 t/日（2炉）、マテリアルリサイクル施設：22 t/日
処理及び事業方式	処理方式：ストーカー式焼却炉（灰処理は外部委託） 事業方式：DBO方式（運営期間20年：35年使用可能な適正管理を付帯条件）
主な処理対象物	可燃ごみ、不燃ごみ、缶金属類（小型家電含む）、粗大ごみ、ビン、ペットボトル
排ガス規制値	法規制値を上回る自主規制値を設定（最新の整備事例である水戸市と同水準）
他環境基準	騒音、振動、悪臭、排水基準など地元自治体が定める規制値等を遵守

※DBO（Design Build Operate）方式：自治体が施設を建設し、これを一括して民間事業者に15～20年間の長期運営を委託する契約方式

### ■事業者公募選定に係る主な予定

組合では、委員会の最終答申で決定した内容や、住民説明会等で寄せられたご意見等を踏まえ、最終的な事業実施の是非について判断します。

今後、組合議会及び4市町議会の事業費予算の議決を得たうえで、地方自治法に基づく総合評価一般競争入札方式（事業者からの価格及び技術等の提案を総合的に評価）により、事業者の公募及び選定手続きを行います。なお、具体的な事業者の審査及び選定については、委員会で決定します。

H29年 2月	事業者の公募（事前に、事業予算に係る議会の審議）
H29年 8月	事業者の選定（選定後、事業者との契約に係る議会の審議）
H29年10月	選定事業者との設計協議（約1年かけて行い、その後工事へ）
H33年 4月	新処理施設の運用開始

※事業選定に係る関係図書を含む審議経過及び委員会委員については、メーカーとの癒着や談合に配慮し、公平公正な事業者選定手続きを確保するため、関係条例等に準拠し、選定後の公表とします。

【事務局・問合せ先】霞台厚生施設組合 建設計画課 ☎0299-56-7773  
FAX：0299-26-8660 E-mail：kd-kensetsu@outlook.jp

## エクササイズ教室の参加者募集

健康増進課では、運動習慣を身につけて、これからは若々しいところと体を保つためのエクササイズ教室を実施します。運動に慣れていない方でも、気軽に参加できる内容になっています。無理なく楽しくシェイプアップして、ところと体を健康に保ちましょう！

### 【実施内容等】

コース名・曜日・時間	コース内容	場 所	定 員
すっきりチャレンジコース 月曜 13：15～14：15	音楽に合わせた健康体操で、全身をシェイプアップ。汗ばむ程度の運動量です。	茨城町総合福祉センター ゆうゆう館内 2階 多目的室	各25名
はっする筋トレコース 月曜 14：30～15：30	バランスよく筋肉をひきしめる運動。二の腕のたるみや背中脂肪が気になる方にお勧め。		
しなやかストレッチング Aコース 金曜 9：45～10：45	脂肪を燃焼させるストレッチ中心。腰痛予防の効果もあります。	茨城町総合福祉センター ゆうゆう館内 2階 娯楽室	各30名
しなやかストレッチング Bコース 金曜 11：00～12：00			

【実施期間】 平成29年4月17日（月）～9月22日（金）毎週月曜日または金曜日実施予定（コースにより異なるため、詳細は参加者の方に後日通知でお知らせします）

【対 象】  
・すっきりチャレンジコース（65歳未満で町内在住の方）  
・はっする筋トレコース（65歳未満で町内在住の方）  
・しなやかストレッチングコース（75歳未満で町内在住の方）  
※ただし町に住民票のある方で、医師から運動制限されていない方。

【募集方法】  
1）4コースの中から1コースをお選びください。  
2）申請書に必要事項を記入し、捺印のうえ健康増進課へ提出してください。  
※申請書は町のホームページや健康増進課窓口にあります。  
申込者が多数の場合には、平成28年度エクササイズ教室（後半の部）に参加されていない方を優先とし、それでも多数の場合には抽選とします。

【募集期間】 平成29年4月3日（月）～4月10日（月）  
【参加費用】 3,000円（1コース20回）初回の教室開始前に納入してください。  
【問合せ先】健康増進課 ☎029-240-7134（直通）

補助人槽	補助限度額 （1基あたり）	補助対象要件
5人槽	645,000円	延べ床面積 140㎡（約42.35坪）以下のもの
7人槽	772,000円	延べ床面積 140㎡（約42.35坪）を超えるもの
10人槽	959,000円	台所及び浴室が2ヵ所以上ある場合（二世帯住宅等）

※補助を受ける方のうち、既設の単独処理浄化槽を撤去する場合、撤去費用の一部（限度額90,000円/基）を補助します。

▼受付期間  
平成29年4月3日（月）から5月2日（火）まで（閉庁日は除く）  
午前8時30分から午後5時15分まで

▼申込みできる方  
公共下水道区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域において、平成30年2月末までに専用住宅（小規模店舗等を併設の場合）は住宅部分の床面積が総面積の2分の1以上であることへ高度処理型合併処理浄化槽（N型）の設置補助事業が完了できる方。ただし次の場合は補助対象となりません。  
1 販売の目的で、合併処理浄化槽付き住宅等を建築する場合  
2 住宅等を借りている方で、貸人の承諾が得られない場合  
3 町税等を滞納している場合  
4 個人住宅を新築または、建築確認の伴う改築をする場合

▼申込み方法  
印鑑をご持参のうえ、下水道課窓口（10番）へ直接お申し込みください。その際、現在の排水の処理状況、浄化槽を設置する住宅の延べ床面積をうかがいますので、内容をご確認の上お越しください。※応募者多数の場合は、抽選となりますので、あらかじめご了承願います。

【問合せ先】下水道課 公共下水道グループ ☎029-240-7127（直通）

合併処理浄化槽設置補助金の  
希望者を募集します！

町では、し尿と生活雑排水を一緒に処理できる合併処理浄化槽を設置する方に対して予算の範囲内で設置費用の一部を補助しています。